

# 女性活躍推進法の施行状況及び 各府省等の女性活躍状況について

令和 2 年 7 月 1 日  
内閣府・厚生労働省

## 1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

## 2. 概要

（公務部門（国・地方公共団体）は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が、民間事業主は厚生労働省が所管。）

- **一般事業主（民間事業者）、特定事業主（国・地方公共団体）**は、
  - ①職場の女性の活躍に関する**状況の把握**（必須把握項目は省令で規定）・**課題の分析**を実施、
  - ②状況把握、課題分析を踏まえた**事業主行動計画を策定・公表**、  
〔事業主行動計画の必須記載事項（法律で規定）〕  
・**目標**（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間
  - ③女性の職業選択に資するよう、**女性の活躍に関する情報を公表**。  
常用労働者301人以上の一般事業主と特定事業主は、
    - ①職業生活に関する**機会の提供に関する実績**
    - ②職業生活と家庭生活との両立に資する**雇用環境の整備に関する実績****の各区分から1項目以上の公表を義務化**
- 国は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定、**プラチナえるぼし認定**）を実施。
- 国等は、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。  
地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）。

**常用労働者301人以上から101人以上の一般事業主に義務対象を拡大**  
（100人以下は努力義務）  
※令和4年4月1日施行

### 情報公表項目

- ①
  - ・採用者に占める女性の割合割合
  - ・管理職等に占める女性の割合
  - ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
  - ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 等
- ②
  - ・男女の平均継続勤務年数の差異
  - ・残業時間の状況
  - ・男女別の育児休業取得率
  - ・有給休暇取得率 等

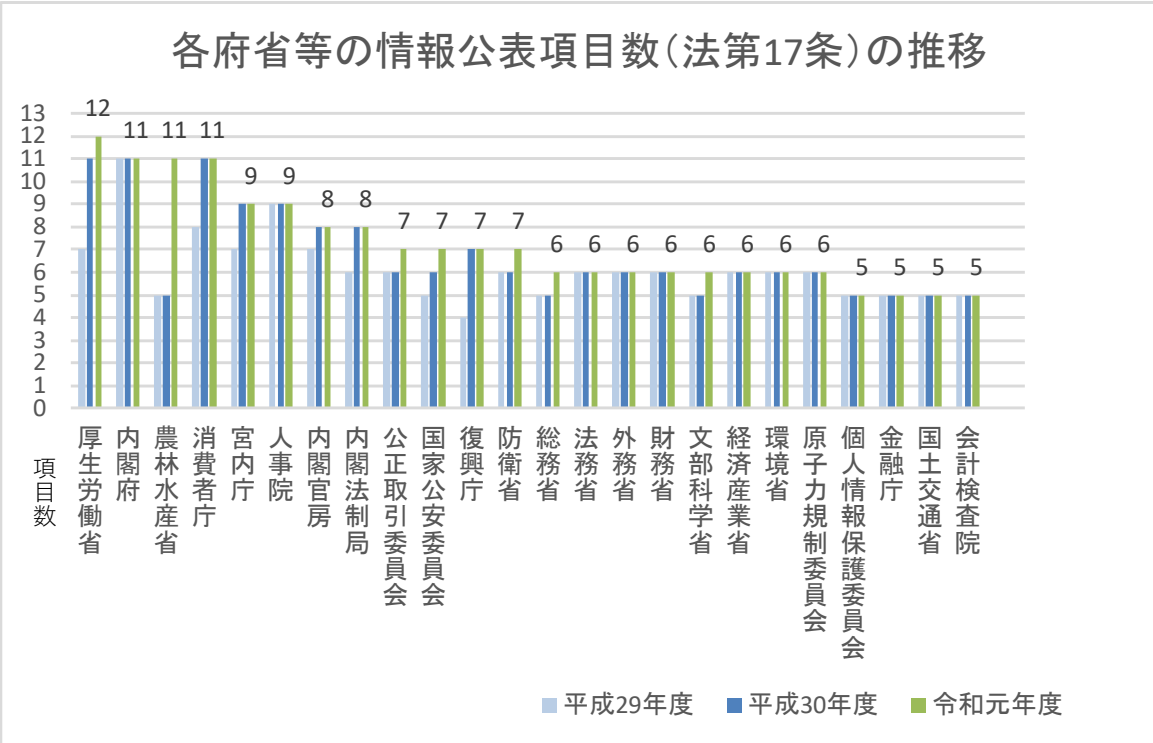


※ 赤字は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日法律第24号）による改正。施行は、令和2年6月1日（ただし、101人以上の一般事業主への義務対象拡大は、令和4年4月1日施行）。

# 女性活躍推進法の施行状況について（国・地方公共団体）

1. 特定事業主行動計画の策定状況：国、都道府県、市町村の全てで策定済み。
2. 各府省等が特定事業主として情報公表している項目
  - ・ 各府省等が令和元年度に公表した項目数は、平成30年度に比べ増加傾向。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	女性職員の採用割合	各役職段階の職員の女性割合	男女別の育児休業取得率	男性職員の配偶者出産休暇等取得率	管理職の女性割合	継続勤務年数又は離職率の男女差	超過勤務の状況（月平均時間）	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性割合	約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合	超過勤務の状況（月平均時間）（職員のままとりごと）	年次休暇等取得率	中途採用の男女別実績
内閣官房	○	○	○	○	○	○	○						○
内閣法制局	○	○	○	○	○	○	○						○
人事院	○	○	○	○	○	○	○						○
内閣府	○	○	○	○	○	○	○						○
宮内庁	○	○	○	○	○	○	○						○
公正取引委員会	○	○	○	○	○	○	○						○
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	○	○	○	○						○
個人情報保護委員会	○	○	○	○	○	○	○						○
金融庁	○	○	○	○	○	○	○						○
消費者庁	○	○	○	○	○	○	○						○
復興庁	○	○	○	○	○	○	○						○
総務省	○	○	○	○	○	○	○						○
法務省	○	○	○	○	○	○	○						○
外務省	○	○	○	○	○	○	○						○
財務省	○	○	○	○	○	○	○						○
文部科学省	○	○	○	○	○	○	○						○
厚生労働省	○	○	○	○	○	○	○						○
農林水産省	○	○	○	○	○	○	○						○
経済産業省	○	○	○	○	○	○	○						○
国土交通省	○	○	○	○	○	○	○						○
防衛省	○	○	○	○	○	○	○						○
環境省	○	○	○	○	○	○	○						○
原子力規制委員会	○	○	○	○	○	○	○						○
会計検査院	○	○	○	○	○	○	○						○
計	24	24	24	24	24	7	8	-	17	3	2	12	6



※ この頁における法令等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う制度改正前のものを指す。

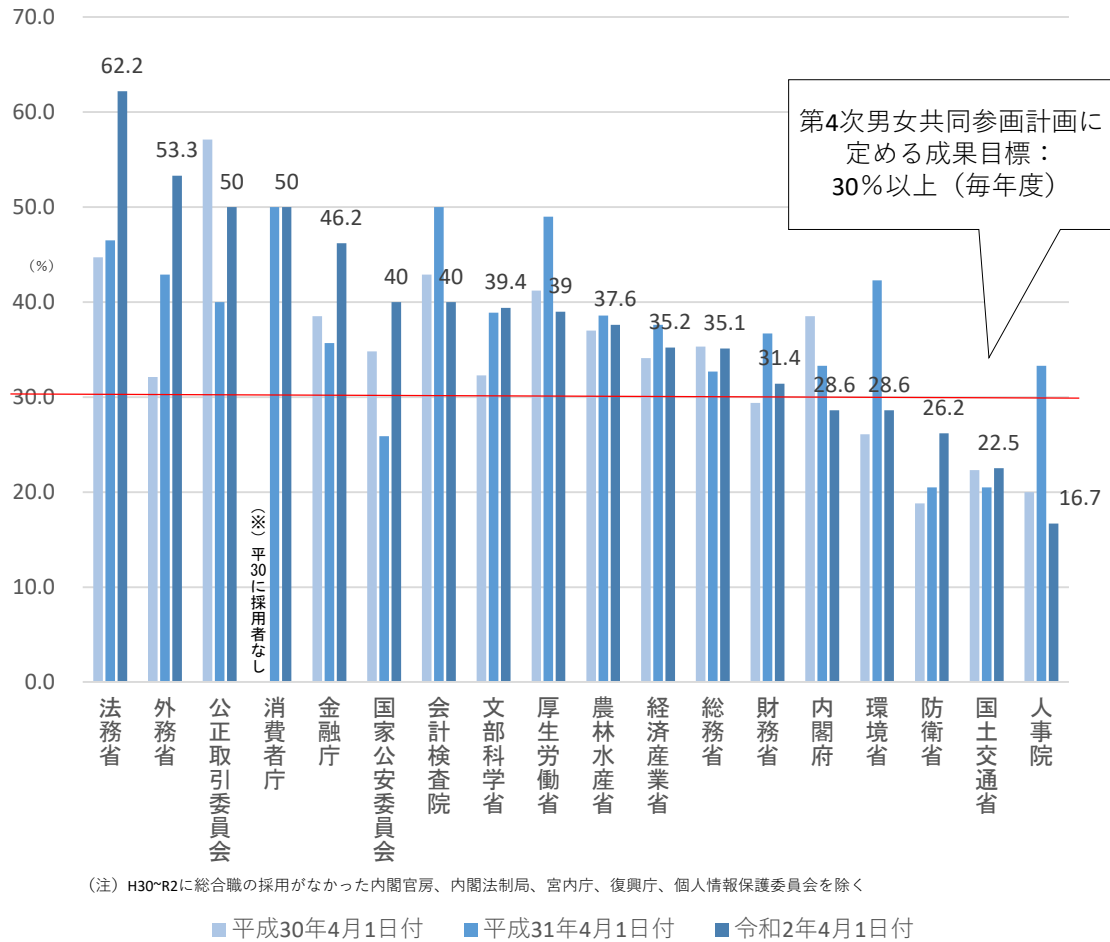
(備考) [赤枠]: 行動計画策定の際に把握する項目(内閣府令) [青枠]: 各府省等が数値目標を設定し積極的に取り組むものとされている項目(基本方針)

1. 上記の表及びグラフは、各府省等が平成29~令和2年度に女性活躍推進法第17条に基づき公表した情報について、内閣府男女共同参画局にて集計。
2. 各府省等について、総務省に公営等調整委員会、消防庁を含む。法務省に公安審査委員会、公安調査庁、出入国在留管理庁を含む。財務省に国税庁を含む。文部科学省に文化庁、スポーツ庁を含む。農林水産省に林野庁、水産庁を含む。経済産業省に資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁を含む。国土交通省に観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。防衛省に防衛装備庁を含む。
3. 「超過勤務の状況」は、把握時には各月ごとに把握、情報公表時には一月当たりの平均を公表。(内閣府令第2条第1項第3号及び第16号並びに同令第4条第1項第8号及び第9号)
4. 「採用試験の受験者の女性割合」は、一般職の国家公務員の採用試験については、人事院が一括して実施し、その結果を公表。
5. カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和3年度より公表予定。

# (参考) 各府省等の女性活躍状況

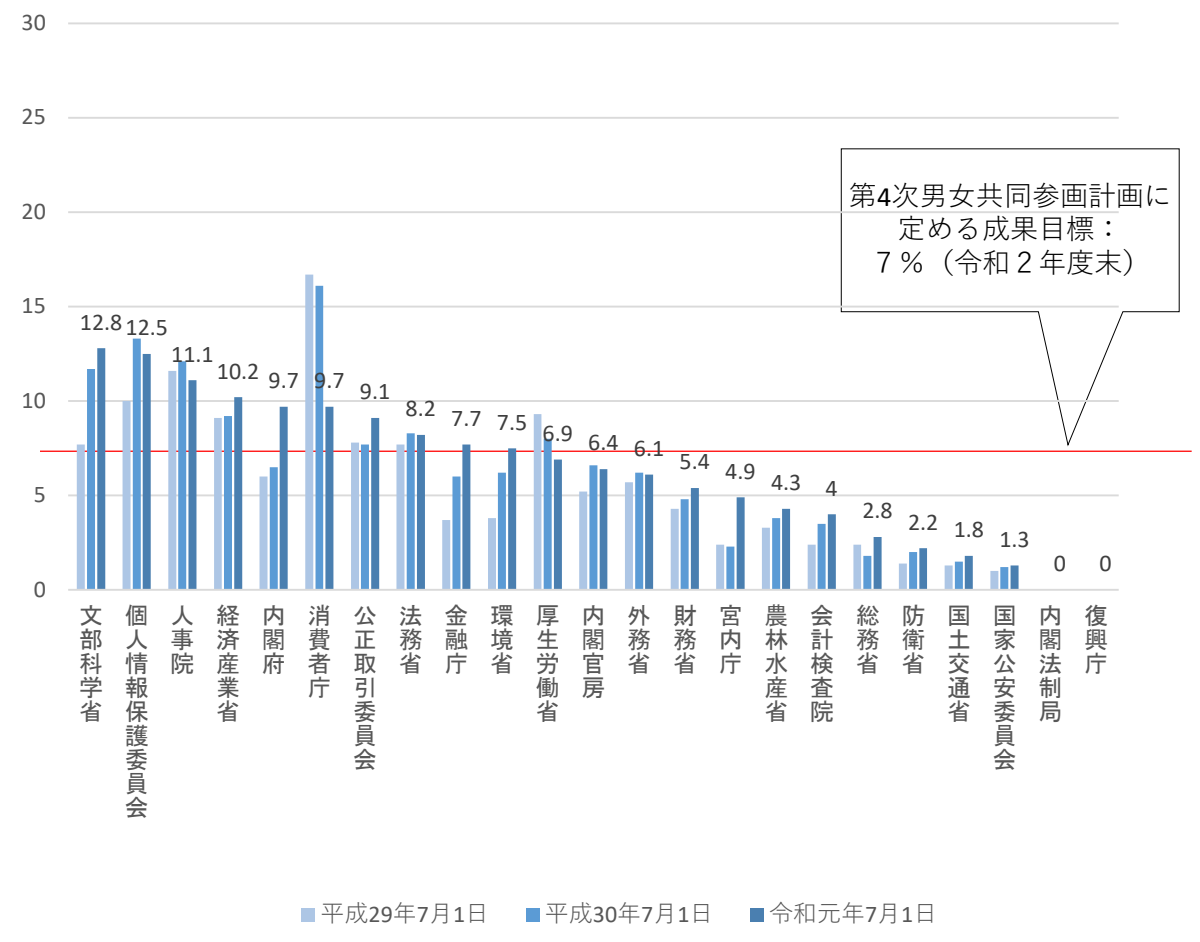
## 女性国家公務員の採用状況（総合職）

・令和2年4月1日付けの総合職試験からの採用者に占める女性の割合は**35.4%**で、6年連続で**30%以上**を達成。



## 本省課室長相当職に占める女性国家公務員の登用状況

・令和元年7月時点の本省課室長相当職に占める女性の割合は**5.3%**となり、調査開始以降、最高数値。



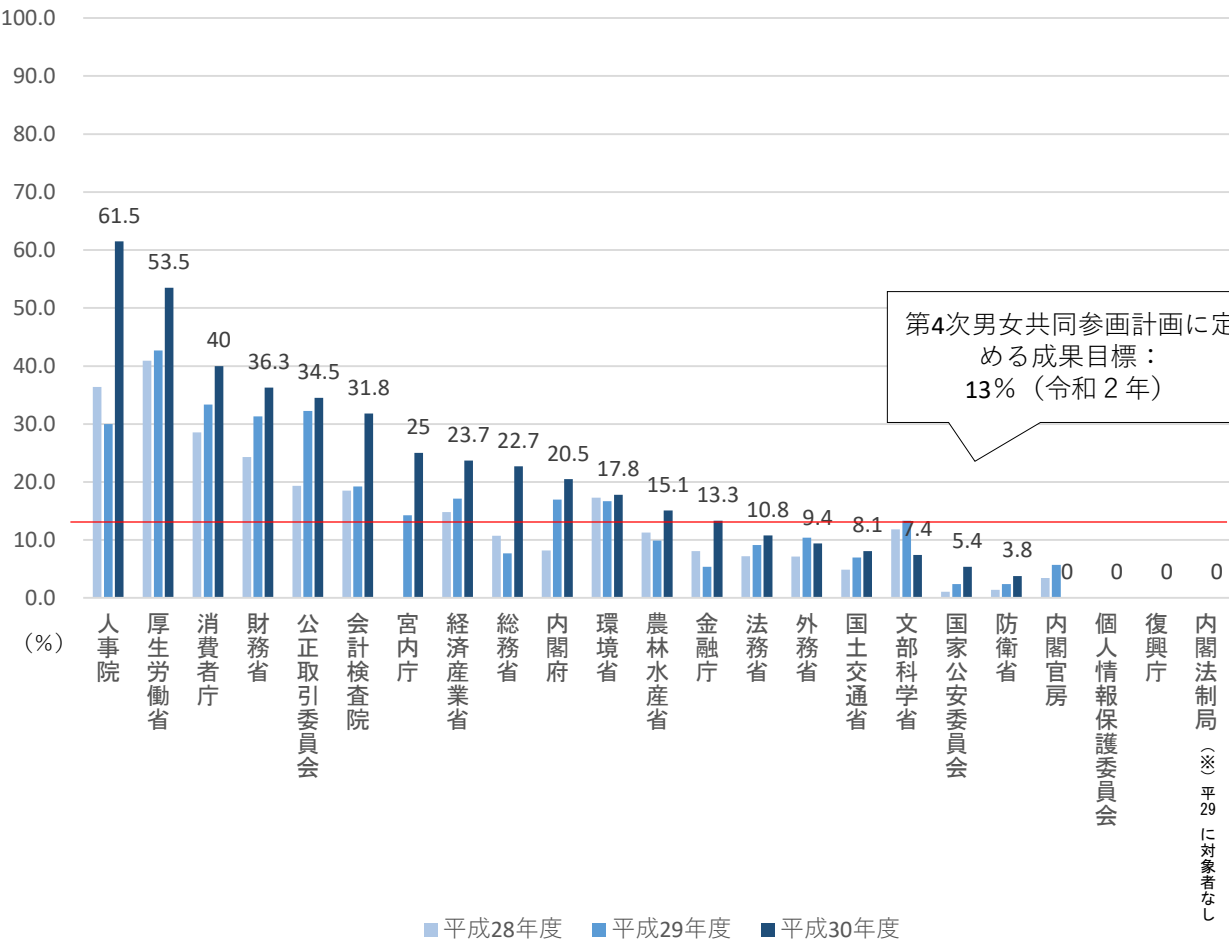
(注) H30~R2に総合職の採用がなかった内閣官房、内閣法制局、宮内庁、復興庁、個人情報保護委員会を除く

(注) 「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」（令和2年5月29日、平成31年4月12日、平成30年4月13日内閣官房内閣人事局）及び「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。「国家公安委員会」は警察庁を含む。「男の産休」とは、配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）を指す。

# (参考) 各府省等の女性活躍状況

## 男性国家公務員の育児休業の取得状況

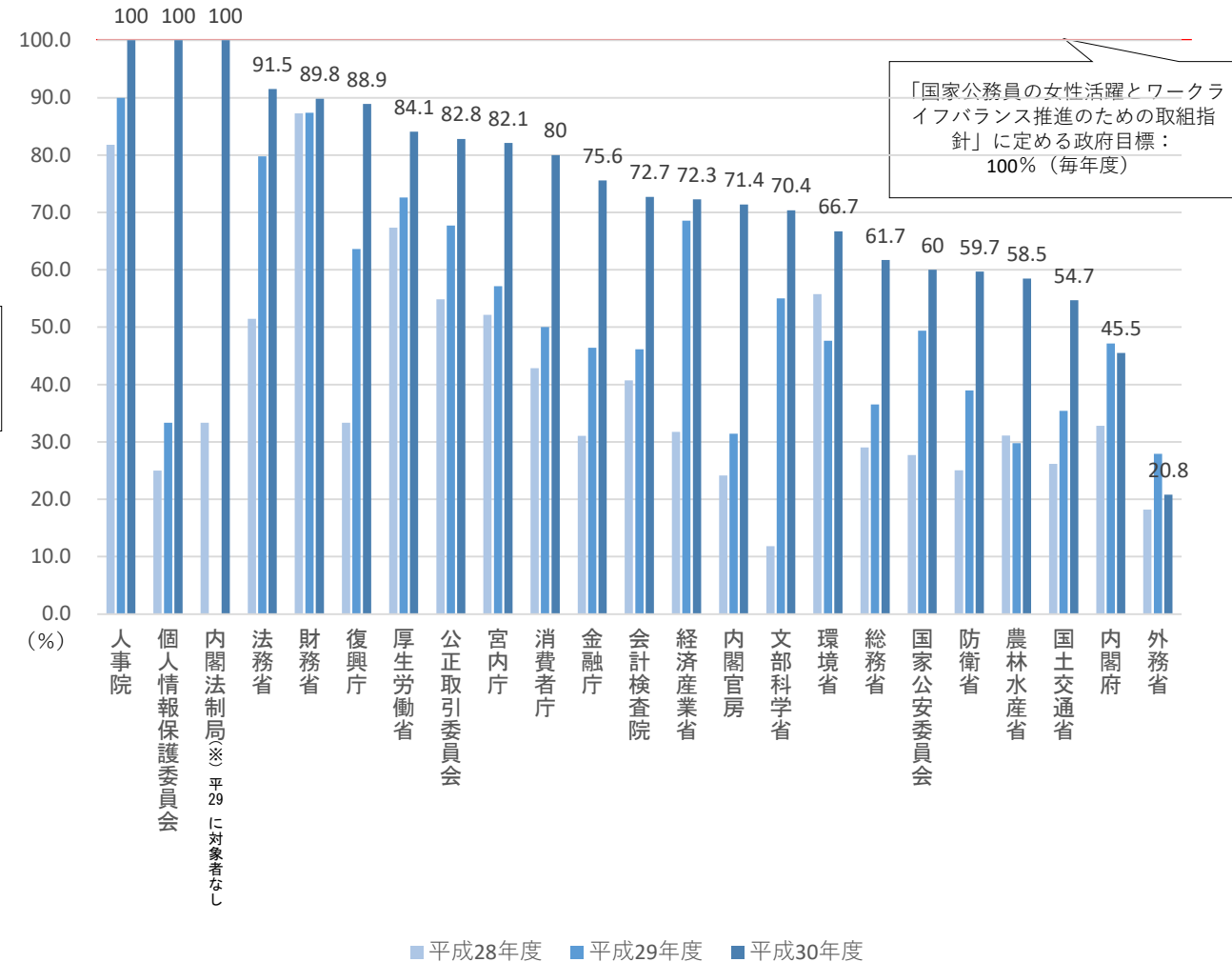
・平成30年度の男性育休取得率は12.4%となり、調査開始以降、最高数値。



第4次男女共同参画計画に定める成果目標：  
13%（令和2年）

## 男性国家公務員の「男の産休」5日以上使用状況

・平成30年度の「男の産休」の5日以上使用率は67.8%（前年度から15.9ポイント増）となり、初めて6割を超えた。



「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に定める政府目標：  
100%（毎年度）

(注) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」(令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局)を基に、内閣府作成。「国家公安委員会」は警察庁を含む。「男の産休」とは、配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)を指す。

# 女性活躍推進法の施行状況について（民間事業者関係）

## 1. 行動計画の策定状況（令和2年3月末日時点）

- 行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で**99.0%**。（義務対象企業数**16,837**社中、届出企業数は**16,667**社）  
（※行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者300人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は**6,842**社。）

## 2. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（令和2年3月末日時点）

- 女性の活躍状況が優良な企業の認定状況は、全国で**1,056**社。  
うち、3段階目は**685**社、2段階目は**365**社、1段階目は**6**社。



## 3. 女性活躍推進企業データベースの掲載状況（令和2年3月末日時点）

- 女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は**10,645**社。一般事業主行動計画を掲載している企業数は**13,080**社。

➡ 各企業において策定された一般事業主行動計画に基づく着実な取組や認定取得、情報公表が進むよう支援していく。また、努力義務である、中小企業においても、法に基づく取組がなされるよう支援していく。 5